

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

4

No.214 | Apr. 2019

税金Q&A

—

MBO

を活用した
事業承継

特集

どうなる 税制改正

スペシャルレポート

医療ステーション

〈税金〉配偶者短期居住権・配偶者居住権が新設
買収監査(DD)はM&Aにおいて必須です!

特集

どうなる 税制改正

スペシャルレポート

2018年12月14日に平成31年度税制改正大綱が公表されました。法人税や消費税の改正のほか、40年ぶりの民法改正に伴う税制上の措置など、様々な改正項目が盛り込まれています。今後の皆さまのビジネスや暮らしに大きな影響を与える今回の改正について、スペシャリストである辻・本郷のスタッフが解説委員となって、注目度の高い項目に絞り込んで、分かりやすく説明します。ぜひ参考にしてください。

解説委員として、法人関連については法人部統括部長の土橋道章が、個人関連については相続部部長の井口麻里子が担当します。



法人部 統括部長
土橋 道章



相続部 部長
井口 麻里子

法人TOPIC 法人 01 | 法人課税

仮想通貨に関する 法人税の課税関係の整備

仮想通貨の取り扱いは

今まで明確には定まっていませんでしたが、会計上の取り扱いが定まったことを機に、法人税法上の取り扱いが定められました。

1. 期末評価

法人が事業年度末に保有する仮想通貨について、以下の区分に応じたそれぞれの方法により評価した金額を事業年度末における評価額とします。以下の①については、評価損益を計上することとなります。

- ① 活発な市場が存在する仮想通貨 → 時価法
- ② 活発な市場が存在しない仮想通貨 → 原価法

2. 譲渡損益の計上時期

仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上することとします。

3. 一単位当たりの帳簿価額の算出方法

仮想通貨の譲渡原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法は、移動平均法または総平均法とします。法定算出方法は、移動平均法による原価法とします。

4. 信用取引等について

法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等は、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上することとします。

COMMENT

2019年4月1日以降に終了する事業年度分から適用されますので、最短で今年の4月決算から適用されます。仮想通貨を保有している会社は含み損益と税負担の検証が必要です。

法人TOPIC 法人 02 | 国際課税

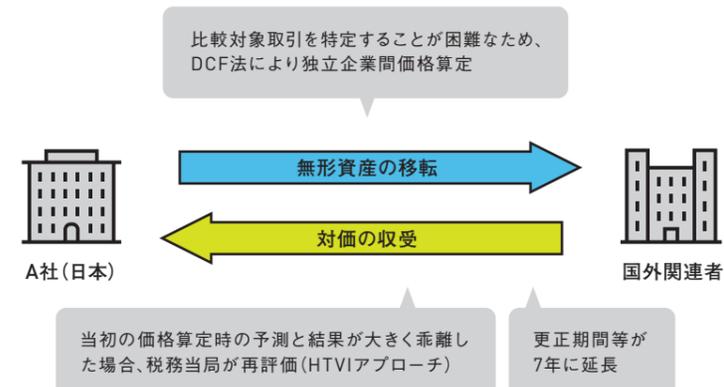
移転価格税制の対象となる無形資産の定義が明確化されます。

独立企業間価格の算定方法の一つとして

ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)が追加されます。

また、一定の評価困難な無形資産取引について

価格調整措置が導入され、税務当局が遡及修正できるようになります。



移転 価格 税制

COMMENT

クロスボーダーの無形資産取引は、将来7年間に渡って税務当局が遡って価格修正ができるようになりますので、取引の価格決定時には慎重な評価が必要となります。

税率引き上げ

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税が8%から10%へと引き上げられます。税率引き上げに伴い、軽減税率制度の実施、区分記載請求書等保存方式・適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入されます。

増税に伴う変更点	改正前	改正後
税率	・8% (消費税率6.3% 地方消費税率1.7%)	・10% (消費税率7.8% 地方消費税率2.2%) ・軽減税率8% (消費税率6.24% 地方消費税率1.76%)
請求書等保存について	・請求書保存方式	・2019年10月1日～2023年9月30日…区分記載請求書等保存方式 ・2023年10月1日～…適格請求書等保存方式(インボイス方式)
増税に伴う景気対策	—	・自動車税の減税 ・住宅ローン控除の控除期間延長等

COMMENT

法律の改正は既に行われていますが、今年の10月から実施されます。税率引き上げ前後の取引時期や経過措置の適用について、経理人員だけでなく営業や購買担当者にも周知が必要です。



相続部 部長 井口 麻里子

個人の方を対象に、相続税の申告だけでなく生前からの資産継承やコンサルティングなどを行っています。

特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の見直し

平成30年度改正において、小規模宅地等の特例のうち、貸付事業用宅地等については、相続開始前3年以内に賃貸を開始した一定のものについて特例の対象から除外されることとなりましたが、同様の措置を特定事業用宅地等にも適用することとなります。

被相続人等の事業(不動産貸付業等を除く。以下同じ)の用に供されていた宅地等で、下記要件等を満たしている場合には、小規模宅地等の特例を適用できるものとされていましたが、その対象範囲が縮小されます。

	改正前	改正後
適用要件	当該宅地等を取得した親族が下記すべてを満たすこと。 ①被相続人の事業の用に供されていた宅地等の場合は、申告期限までに、当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぐこと。 ②申告期限まで当該事業を営んでいること。 ③申告期限まで当該宅地等を有していること。	改正前の要件を満たす宅地等から下記の宅地等が除外される。 ①相続開始前3年以内に被相続人等の事業の用に供された宅地等ただし、①に該当する宅地等であっても、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上(※)であれば、特例の適用対象となる。

※本特例による相続税の平均的な限界税率に基づく減税効果が宅地価額の概ね15%程度と推計されることを踏まえた割合

COMMENT

2019年4月1日以後からの相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用となります。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、従来通りの取り扱いとなります。

一括贈与非課税措置の見直し

教育資金の

教育資金契約の終了の日までに贈与者が死亡したときは、一定の場合を除き死亡前3年以内に行われた贈与については相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することになります。受贈者が30歳到達時に、一定の場合には教育資金管理契約は終了しないものとし、その時点で残高があっても贈与税を課税しないこととされます。

制度の概要	改正前	改正後
贈与者死亡時	その時点の残高を相続財産に加算しない	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時における残高を相続財産に加算することとする。 ①23歳未満である場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
受贈者30歳到達時	その時点の残高に対して贈与税を課税	30歳到達時において現に①学校等に在学または②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととし、その後①または②のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年の12月31日に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとする(ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して課税することとする)。

COMMENT

相続開始直前における相続財産からの切り放しはできなくなります。また相続税を計算するうえで、受贈者が孫の場合には、原則として「2割加算」の対象となります。

自筆証書遺言の方式緩和

遺言の作成を推進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式が緩和されます。

遺言者の負担が軽減されます

COMMENT

遺言本文との一体性を確保するため、財産目録のすべてのページに自署押印が必要になります。

改正前
日付・氏名・財産目録等を含む全文を自書する必要があり、遺言者に大きな負担をかける制度でした。

遺言状
× パソコンで目録を作成
× 通帳のコピーを添付

改正後

自筆によらない財産目録の添付が可能となります。

遺言状 + 通帳コピー
不動産全部事項証明書
財産目録 (パソコンで作成したもの)



ぎもん・しつもん
お答えします
税金 /
Q&A

Q

MBOを活用した事業承継

私は、製造業を営む会社経営者です。高齢になり事業承継を考えています。身内に事業後継者がいないことからM&Aによる外部売却も考えましたが、第三者への株式譲渡よりも、従業員の雇用継続や企業理念等の承継を守るためにも現経営陣のうちの一人に株式を譲渡したいと考えています。実行にあたって留意すべき点を教えてください。

A

経営陣(役員)が、事業の継続を前提に自社株を買取り、オーナー経営者として独立する行為を、MBO(マネジメントバイアウト、略してエムビーオー)といいます。

メリットは、株式の取得者が会社の事業を熟知しており、経営手腕の実績もあることから円滑に事業を承継することができます。また、従業員の雇用が守られ、M&Aと比べて経営陣と従業員の一体感があり、企業風土も維持できることなどが挙げられます。現オーナーにとっても自社株式が換金化でき、事業に関係の無い相続人にとっても、自社株を引き継ぐよりも相続税の納税資金に充当することができます。

一方、デメリットは、現オーナーから株式を取得する新オーナー(現状役員の一人名または複数人の場合も想定される)は、通常新会社を設立し、その会社の下に現状の会社を100%保有する形態が一般的ですが、その株式取得資金の捻出の必要性があります。金融機関から借り入れる場合には、後継予定者である役員は、個人の連帯保証や担保設定を要求されることが多いと考えられます。今後の経営計画や借入金の返済計画等を綿密にする必要があります。

相談者が、現経営陣に株式取得をすすめるにあたっては、その役員の自己資金および資金調達能力を鑑み、事業の収益力等から返済等が可能であることを丁寧に説明すること、また、株式購入資金の負担を軽減するためにも現オーナーの退職金支給を控えるなどの、検討もすべきと思います。なお、経営陣の中で後継者候補が複数いる場合、誰を後継者に選択するかで、その後、経営幹部内での争い等が生じる恐れがあることにご留意ください。



税金 Q&A では皆さんの税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を E-mail: scope@ht-tax.or.jp までお寄せください。

最近こんなこと
始めてみました

最近、健康維持のため近所のフィットネスクラブのプール会員に入会しました。ただし、利用回数が少ないため、1回あたりの利用料金がスーパー銭湯を超えるものとなり、続けるかどうか悩んでいます。(小林)



配偶者短期居住権・
配偶者居住権が新設



硯一晃

すずりかずあき

神戸事務所 所長
税理士

相続開始時に、配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、その配偶者に終身又は一定期間、建物の使用を認める権利です。

1 配偶者短期居住権

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に無償で居住していた場合に、以下の期間、その居住していた建物(以下、「居住建物」)の所有権を相続又は遺贈により取得した者に対し、居住建物を無償で使用する権利をいいます。

① 配偶者を含む共同相続人間で遺産分割をする場合、居住建物の帰属が確定する日までの間(最低6ヶ月間は保障)
② 居住建物が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄をした場合は、居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6ヶ月

2 配偶者居住権

配偶者が、被相続人の建物に相続開始時に居住していた場合に、その居住建物の全部について無償で使用および収益をする権利をいいます。その権利は遺産分割または遺贈により取得した時に成立します。(被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有の場合は、該当しません。)

3 相続税の配偶者居住権等の評価額

(2020年4月1日より適用)

① 配偶者居住権
建物の時価×建物の時価×(残存耐用年数÷存続年数)÷残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率
② 配偶者居住権が設定された建物③④においては「居住建物」とする)の所有権
建物の時価×配偶者居住権の価額

③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利
土地等の時価×土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

④ 居住建物の敷地の所有権等
土地等の時価×敷地の利用に関する権利の価額

4 ご主人の自宅を分けることができる

ご主人の相続時に、配偶者と子の間で法定相続割合で遺産分割をしたいが、自宅を配偶者が相続すると、預金は子にすべて渡すこととなり、配偶者は生活費に困ってしまう場合があります。そのような場合でも自宅を「配偶者・住む権利」と「子・持ち主の権利」に分けることができれば、財産の大半が自宅であっても、配偶者に預金を渡すことができます。



↓ 配偶者には「住む権利」 3-①③
↓ 子には「持ち主の権利」 3-②④

最近こんなこと
始めてみました

いよいよ4月到来です!私が税理士業界に入った20年前は、3月15日の確定申告が終われば春がやってくる?でしたが、最近花粉が飛び出せば春がやってくるようになりました。マスクの着用はインフルエンザ対策から花粉症対策に切り替わり、なかなかマスクを手放せない時期が続きます。



医療ステーション

Vol.18

〔ヘルスケア事業部顧問 恒吉弘基〕

『課題発掘と対策実施状況の見える化できていますか』

現状分析、課題発掘、対策実施、実績確認という一連のサイクルについて
見える化できていない医療機関がまだまだ多いようです。

病床利用率アップと増患のために大切なこと

急性期、回復期、地域包括ケア、長期療養の4種類の病床に適合する患者を入院させ、急性期、回復期、地域包括ケア病床では重症度を低くし、リハビリの実績を上げ短期に在宅復帰を促すこと、長期療養病床では医療の必要度の高い高齢者を集患することが来年4月の診療報酬改定では一層評価されることとなります。当然自院だけでは対応できません。しかし院長との面談ではどこの医療機関から何人くらいの紹介患者を受けているのか即答できない場面に遭遇します。

シンプルで継続使用が可能な管理ツール

「マーケティングデータ」を作成しました。当院エリア内の医療・介護施設について、当院からの距離、医師・看護師同士の親密度など6項目を点数で評価しA~Dまでのランク付けをしました。例えば近距離で、既に医師・看護師同士が親しい場合などAランク、Bランクになります。

次に、「訪問実績管理表」を作成しました。まず関係性の強い高ランクの医療・介護施設を当院の担当者が訪問し、当院へ相談、受診、入院になった件数を月次で管理し、また新規の施設から紹介を受けた場合は速やかにお礼訪問を実施して記録しました。

今まで親しいと思っていた施設からの紹介患者数が減少していることや新規の施設からの紹介患者が増加していることが理解できました。経験・感ではなくデータに基づく管理となり、減少・増加している理由をヒアリングできるようになりました。

次に、施設からの要望、苦情、褒めてもらったこと、要望・苦情に対する対策の4項目がわかる「訪問時ヒアリングシート」に記録を取ってゆくことにしました。すると親しいと思っていた施設からの要望・苦情が意外と多いことがわかりました。褒められるとモチベーションアップになりました。

見える化したことで

「マーケティングデータ」、「訪問実績管理表」、「訪問時ヒアリングシート」で毎週連携会議を実施しました。メンバーは院長、地域連携室長、看護師長、リハ部長、事務長です。連携状況などを時系列で見える化することができるようになり、要望、苦情への対応がスピーディになり施設からの信頼が徐々に厚くなっています。



最近こんなこと
始めてみました

私は医療の仕事始めて20年になります。医療関係者との人脈、知識などそれなりに身につけていると思いますが最近このままでいいのか、もっと深く追求することがあるのではないかと不安になることがあります。そこで最近初心にかえり知識とできることの範囲を広げるために図書館を利用したり、フットワークを軽くしたりすることにしています。



過大支払利子税制の改正について



西野翔太郎

にししょうたろう

法人国際部

税制改正大綱において、過大支払利子税制の改正が織り込まれました。
これにより制度対象が拡大される等の影響があります。

過大支払利子税制とは

利子を用いたタックスプランニングは最も簡単な利益移転技術の一つと考えられており、関連会社からの借入を用いて過大な利子を計上するケースや、企業グループの中で高課税国に第三者借入を集めるケース(下図)などが存在していました。

過大支払利子税制とは、このような利子等を用いた国際的なタックスプランニング(利益移転)を防ぐため、一定の方法により計算した金額を超える利子等の金額を損金不算入とする制度です。

改正の要旨は

従来の本制度は関連者等に対して支払う利子等が対象となっていました。下図のようなケースにも対応できるよう、対象となる利子等の範囲が第三者を含めた純支払利子等に拡張されます。また損金不算入額の計算方法にも一定の改正が行われます。

一方で、国内企業グループ全体で適用除外基準を判定するなどの改正も行われます。

具体的な改正点

〈対象となる利子等の範囲〉
第三者を含む純支払利子等に拡張されます。(受領者において日本の課税所得に含まれる利子等は対象外ですので、結果として内国法人に対する利子等は除かれます。)

〈調整所得金額の算定方法〉
これまでの計算方法をベースとしながら、国内

外の受取配当等益金不算入額は加算せず、また控除所得税額等も減算しないこととなります。

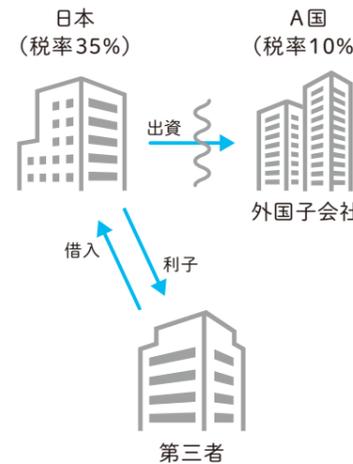
〈損金算入限度額〉

調整所得金額の20%を超えた部分が損金不算入となります。従来の50%と比して、適用対象が広がるような改正です。

〈適用除外基準〉

左記のいずれかに該当すること
・純支払利子等の額が2000万円以下
・国内企業グループ(持株割合50%超の合算純支払利子等の額が合算調整所得金額の20%以下)

適用対象となる利子等の範囲の拡張などから、一見すると本制度の適用可能性が高まったようにも思えますが、適用除外要件も緩和されているため、結局、適用があるかどうかは企業の対応次第かと思われます。
※2月執筆時点での政府発表に基づく記事ですので、実際の施行時には法令もご確認ください。



詳しくは法人国際部までお問い合わせください。TEL:03-5323-3537 mail:tp@ht-tax.or.jp

最近こんなこと
始めてみました

最近、ギターとピアノを始めました。弾けたら気持ちいいだろうなと思ったからです。結果、想像以上に楽しかったので毎日欠かさず弾いています。精神安定剤です。繁忙期でも毎日弾けるほど、辻・本郷が働きやすい会社で良かったです。毎日電車を叩く音だけ聞いている方、楽器がおすすめです。



買収監査(DD)は M&A において必須です!

シリーズ第3回「税務DDとは？」

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 執行役員 折茂雄一郎

第3回目は、買収監査(DD)のうち税務デューデリジェンス(以下税務DD)について、わかりやすく解説します。

1. 税務DDをする目的

今回の税務DDはタックス・デューデリジェンスともいわれますが、①対象会社の企業価値に影響する潜在的な過去の税務リスクの把握、②買収ストラクチャー策定のための対象会社におけるタックスポジションの把握という二つ観点から実施します。

要は買収した会社で将来に税務調査が入ったら追徴課税で不測の余計な税金を払わないようにすること、もしくは、対象会社に過去からの繰越欠損金がある場合、それを買収後合併することで支払う税金を減らすべくうまく活用する等を事前によく検討することを指します。

税金処理は、税務申告を伴いますので、その会社のレベルや顧問税理士の能力にも影響を受け、将来の税務調査による問題の顕在化の

可能性がとても高いものといえます。そこで、買収に際して対象企業の税務リスクまで承継しないように、あるいはうまく節税に活用できるように、法人税や事業税を正しく申告して納税しているか、組織再編税制やグループ法人税制の取扱いが適切か、繰越欠損金の処理は適切か等の内容を調査します。

2. 税務DDの重要なポイント

この税務DDですが、税務処理と会計処理との密接な関係から、これのみ単独で実施がしにくい性質があるため、一般的には財務DDと並行もしくはその一部として実施されるケースが多く見受けられます。

税務DDの主なポイントとしては、前述1.における①と②の観点から、税務申告書の専門的な理解を大前提に、重要な税務論点・税制要件に詳しいアドバイザーがよく掲げるタックスポジションの分析ポイントが挙げられます(以下【表1】)。

このため、財務DDと同様に、豊富な経験とノウハウを持つ公認会計士・税理士のような税務アドバイザー(税務専門家)を活用することが多くなります。

3. 財務DDや事業DDとの相互連携

税務DDを実施するにあたっては、前述のように、税務と会計との密接な影響を踏まえると、より効果的な税務DDを実施するためにも、そして、税務DDの結果を財務DDにおける新たなリスク認識に活かす等、財務DDとの連携が必要となってきます。

また、財務・税務DDは、過去の業績を中心に調査が行われるのに対し、事業DD(ビジネスDD)では、将来の事業計画についての調査が行われます。したがって、財務・税務DDで対象会社から得られる情報は、事業DDにおける事業計画の策定に必要な情報となります。

主なポイントでも挙げましたが、例えば、対象会社に多額の繰越欠損金がある場合、将来的に利益が見込めるなら、買手にとって節税効果が期待できますが、逆にリストラを進める方向ですと、その利用が制限されることもあります。

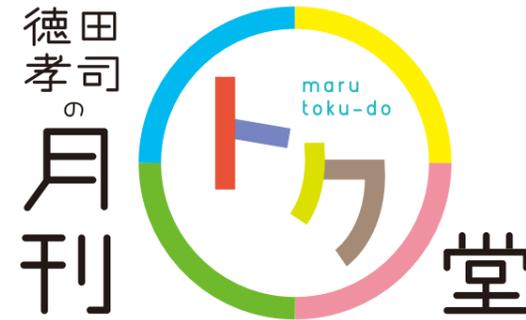
このようなケースでは、バリュエーション上、どのように取り扱うかについて財務・税務DDと事業DD双方の情報を共有して判断する必要が出てきます。

【表1】税務DDの主なポイント

項目	主なポイント(例)
① 対象会社のバリュエーション(企業評価)に影響する潜在的な税務リスクの把握	・税務申告書における異常な加減算項目の有無 ・過去の修正申告の内容 ・BSの「未払法人税等」の計上の妥当性 ・将来キャッシュフローに影響する税金費用の情報
② 買収ストラクチャーを策定するためのタックスポジションの把握	・重要な資産の税務上の簿価の把握 ・重要な資産の含み損益の把握 ・税務上の繰越欠損金の状況 ・連結納税制度の適用の状況

最近こんなこと 始めてみました

最近始めてみたことの一つですが、毎朝「コンプチャクレンズ」(昆布茶ではなく紅茶キノコ)の原液を飲み始めました。レディー・ガガが15kgこれで痩せたというふれこみに釣られたのですが、確かに1~2か月後、下腹に見事な効果を確認できました。非常にお通じもよくなり、というかよくなり過ぎ、最近では毎食後、これはむしろ「下剤」なのではないかと思いついて今日この頃です。



Vol.30

THEME

海外の金融口座も 税務署には筒抜け?

~申告漏れには要注意~

1. 金融口座情報の交換制度(CRS)

この制度は、日本の居住者が海外に預金口座等をもっている場合、その情報(氏名、住所、金融機関、残高等)が、海外の税務当局から日本の税務当局に提供され、一方日本の税務当局は、非居住者にかかる金融口座情報を海外の税務当局に提供するというものです。この制度は、平成30年に最初の情報交換が実施され、すでに数十万に及ぶ口座情報が提供されているとされています。

2. 金融口座情報交換による影響

従来より、海外財産については国外財産調査制度があり、総額5,000万円超の国外資産をもっている個人は、自ら報告することになっています。今回の情報交換制度は金額基準がないため、すべての口座情報が交換対象になっています。その結果、国外財産、国外利子、国外配当等に関して、課税当局は、より容易に捕捉ができるようになります。

3. 対象となる国

情報交換の対象となる国は、現在、情報交換制度に加入している約100か国です。近いところでは、香港、シンガポール、オーストラリア、カナダ等です。一方、未加入の国は、アメリカ、ベトナム、タイ、カンボジア等です。因みにアメリカは、以前よりFATCAの制度(基本アメリカ人を対象にした国外財産報告制度)を導入していますが、CRSには加入していません。従って、日本の居住者がアメリカに金融口座をもっていたとしても、CRSによる交換の対象にはなりません。

4. 今後の対応

課税逃れを目的に海外に資産を移すのはもったいなく、転勤やお子様の留学等でなんらかの資産を海外にもつことは少なくありません。このような場合、従来課税当局に分かることはほとんどなかったかも知れませんが、今後、金融口座情報については交換対象となります。いずれにしても、利子等の申告や相続・贈与の申告に際しては、海外財産についても十分な確認が必要です。

海外関連の報告制度

制度	報告義務者	報告先	対象取引等
国外財産調査制度	納税者個人	税務署	12月31日現在、国外に5,000万円超の財産を保有
国外送金調査制度	金融機関	税務署	1件あたり100万円超の国外送金又は受取
金融口座情報交換制度	金融機関	税務署	非居住者の金融口座情報

最近こんなこと 始めてみました

今さらですが、今年からスクワットをやっています。足腰の衰えを少しでも遅らせることで始めましたが、やり方が正しくないのか、かえって右膝が少し痛むようになりました。方法を少し直していますが、何をやっても年にはかなわない、ということですかね。

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#036

ぶらトク
Facebookは
こちら



鉄道ファンの聖地 鉄道博物館を訪れるの巻

取材協力: 鉄道博物館

- ◎ 埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目47番
- ◎ <http://www.railway-museum.jp/>
- ◎ TEL:048-651-0088
- ◎ 開館時間: 10時~18時(入館は17時30分まで)
- ◎ 休館日: 毎週火曜日、年末年始
- ◎ 入館料金: 一般 1,300円 / 小中学生 600円
幼児(3歳以上未就学児) 300円

鉄道ファンの聖地といわれている鉄道博物館から歩いて15分のところに住んでいる、大宮事務所 所長の渡辺悠貴さん。以前から興味があったので、理事長を誘って初めて行ってみることに。館内に入ってみると、めくるめく鉄道の世界が広がっていました。

鉄道ジオラマ

Railway Diorama

横幅23m×奥行10mの日本最大級の鉄道ジオラマ。線路の総延長は約1,200m。車両はもちろん、ホームや街の風景など、細部までリアルに再現されています。



いいですね!

精緻さが
スゴイ!

車両展示

Rolling Stock

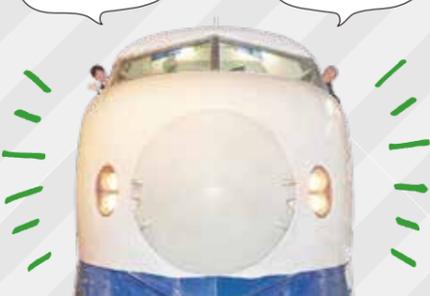
車掌さんと
はい、チーズ!



実物の車両を36両展示。これだけの数の車両が一堂に会していると、迫力があります。

見えますか?

ここにいま~す



鉄道の仕組みや歴史を 楽しく学べる「鉄道博物館」

鉄道博物館は、JR東日本創立20周年記念事業のメインプロジェクトとして2007年10月14日の鉄道の日に開館しました。愛称は「てっぱく」。「車両」「科学」「仕事」「歴史」「未来」をテーマとした5つのステーション(展示スペース)で構成されており、日本における鉄道の役割や鉄道技術の変遷などが学べます。2018年5月には入館者数は累計1,000万人を達成。鉄道ファンだけでなく、子どもから大人まで幅広く楽しめます。



E5シミュレータ

E5 Simulator

鉄道博物館で人気No.1の体験展示。東北新幹線の「はやぶさ」として活躍しているE5系も運転台で320km/hでの運転を疑似体験できるシミュレータ。

本格的で
ホントにリアル!



100点満点で
94点の高得点が出ました!

歴史

History

昔の券売機



140余年の日本の鉄道の歴史を大きく6つの時代に区分して展示。進化の過程を一望できます。

古きよき時代を感じ童心に帰って楽しみました。シミュレータは興奮しましたね。おススメです!

TODAYS PARTNER



〈今回のパートナー〉

大宮事務所 所長
渡辺 悠貴さん

埼玉県全域をカバーしています。相続税などの個人のお客様を中心に展開しています。年齢層も若くフットワークの軽いアクティブな事務所です。

「最近こんなこと始めてみました」

今更ながら、英語の勉強を始めました。2年前に初めて海外旅行をして以来、長期休暇は海外に行っていますが、自身の英語の理解力にもどかしさを感じています。税理士試験に合格してから、なまけものの性格ゆえこれといった勉強もしてなく、一念発起、日々、英語ポケットブックを鞆に忍ばせています。まずは、英検2級の合格を目指します。

今月の
ぶらトク
ポイント

懐かしくもあり
また最先端もあり、
お勉強から
体験まで
盛りだくさんで
大満足です。



「クハ」とか「モハ」って どういう意味?

電車の車両には「クハ」や「モハ」というカタカナが記載されていますが、この2文字のカタカナの意味をご存知ですか?最初の文字は電車の種別を表し、2つ目の文字は使い方を表しています。

〈最初の文字:電車の種別〉

ク	運転台つき
モ	中間電動車 (運転台はついてないが モーターはついてる)
クモ	運転台とモーターがついている
サ	運転台もモーターついてない

〈2つ目の文字:使い方〉

ハ	普通車
ロ	グリーン車
シ	食堂車
ネ	寝台車
ヤ	訓練車や職員用の電車

NEWS-1

辻・本郷 税理士法人 主催 平成31年度 税制改正セミナーが行われました

昨年末に発表された「平成31年度 税制改正大綱」を受け
2月5日の東京開催を皮切りに、全国20ヶ所の会場で合計21回の
「平成31年度 税制改正セミナー」を開催しました。



どの会場もたくさんのお客様のご来場をいただきました。



辻・本郷 税理士法人のメンバーが改正ポイントを説明。

税についてのお問い合わせ

0120-730-706

【受付時間】9:00～17:30
※土日・祝日・年末年始除く

NEWS-2

認定医療法人制度活用セミナーを開催



医療法人経営者の方を対象として、
12月15日から全国6ヶ所で開催。
認定医療法人制度の概要と申請上の
留意点、および制度改革による医業
継承のポイントなどを解説しました。

辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL 03-5323-3301(代表) FAX 03-5323-3302

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市町中1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下区四条通室町東入函谷町79番地 ヤサカ四糸丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

好評
発売中

本郷 孔洋の

経営ノート2019

～いいね！ワールドと個店経営の時代～

シリーズ第9作となる本書では、「いいね！ワールドと個店経営の時代」をテーマに経営について考察します。

2019年のビジネスのキーワードとして「ギフト」「オリジナリティ」「フラット」を取り上げ、その特徴とビジネスにおける効用を検討し、いいね！ワールドや仮想通貨、ポイントといった新しい経済圏、ビジネスの新大陸と結び付けて考えます。さらには、新大陸の会社組織について、従来のピラミッド型組織のモデルとは異なるフラットな文鎮型組織を提示します。

- 第1章 お金より人の時代
- 第2章 今年(2019年)のビジネスを考える
- 第3章 いいね！ワールドが始まる
- 第4章 個店経営の時代



30分で読める本

著者/本郷 孔洋(社・本郷グループ 会長)

判型/46判並製 ページ数/159ページ ISBN/978-4-88592-196-4

定価: 本体 1400円 + 税

【東峰書房 × 本郷孔洋の書籍】

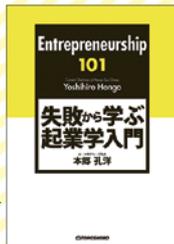


資産を作る!
資産を防御する!
～「心乱」の投資術～

本体 1500円 + 税

Entrepreneurship101
失敗から学ぶ
起業学入門

本体 1500円 + 税



経営書から学んだ経営
～顧問先10000社の公認会計士が
読んでいる経営書～

本体 1400円 + 税

続々「環境ビジネス」が
あしたを創る
～黄金の10年がやってくる～

本体 1500円 + 税



お求めは お近くの書店、またはブックサービスTEL.0120-29-9625まで